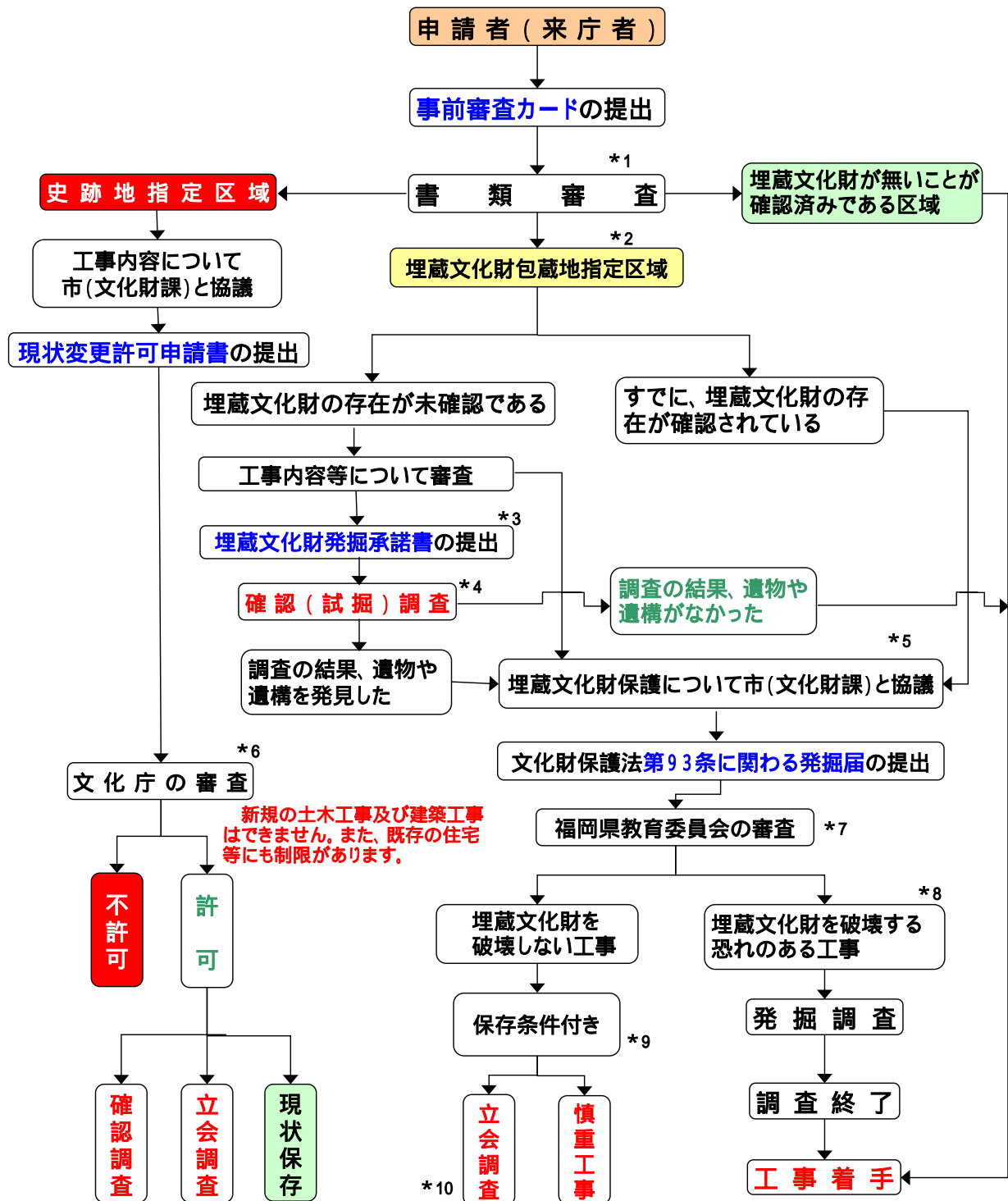


埋蔵文化財の取り扱い(太宰府市内で土木工事・建築工事等を行うには・・・)



- *1 太宰府市教育委員会(文化財課)窓口にて事前審査カードを記載または「埋蔵文化財確認依頼書」によりFAXで照会してください。(電話での照会では、該当地番のくいちがい等が生じる場合があるため)
- *2 遺物や遺構が埋蔵されている場合、これを埋蔵文化財といい、埋蔵文化財を包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地といいます。
- *3 約10日程度で確認(試掘)調査を開始します。確認調査は通常1日で終わります。(条件によっては日数を要することがあります。)
- *4 確認調査の費用は市で負担しますが、確認対象地の面積がおおむね10,000㎡を超える場合は実費が必要となります。
- *5 過去の事例を参考に、埋蔵文化財保存を前提とした協議を行います。
- *6 文化庁で審議が行われ、文化庁からの回答までに3ヶ月程度かかりますので、早めの申請をお願いします。
- *7 県の審査は回答まで2週間程度かかります。その後、発掘調査や工事の着手時期等について、市教育委員会と協議を行う必要があります。
- *8 直接的な破壊はもとより、2メートル以上の盛土も将来的な調査が不可能になるため、破壊と同等の行為と見なされます。
- *9 工事中に埋蔵文化財等を発見した場合は、すみやかに太宰府市教育委員会へのご連絡をお願いします。(市から警察署へ届出)
- *10 立会調査の指示が出ましたら、事前に工事開始日を文化財課に連絡して下さい。文化財課職員が当日立会調査にうかがいます。
同じ土地でも、再度開発する場合は、同様の手続きが必要です。また、史跡地周辺での取り扱いは上記と異なる場合があります。